（様式第４号）（第３条関係）

認定

対象事業者　　　　　通知書

却下

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

飯山市長　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とおり認定

　　年　　月　　日付で申請のあった対象事業者の認定について、下記の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理由により却下

したので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定 | 旅館等の名称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 対象固定資産の内訳 | （土地）  （建物） |
| 却下 | 理　　　由 |  |

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、飯山市長に対して異議申立てをすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前項の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、飯山市を被告として（訴訟において飯山市を代表する者は、飯山市長となります。）提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。